



最近の韓国特許法の一部改正について

1. 改正の背景と概要

2025年7月に施行された特許法改正についてお知らせいたします。今回の改正は、グローバル化する知財環境と国家安全保障、医薬品競争促進を見据えた、戦略的かつ包括的な改定として注目されています。改正は大きく三つの主要項目に分類されています。

1-1. 「実施行為」に「輸出」を追加

従来、特許権の侵害行為は国内における生産・販売・輸入に限られていましたが、今回の改正により「輸出」も明確に実施行為として追加されました。グローバルな特許保護の強化のために、輸出も侵害行為に含めたことで、海外市場を利用した侵害にも法的措置が可能となりました。これにより、不正輸出への対応が強化され、特に中小企業などの権利行使の範囲が広がると思われます。しかし、輸出の侵害を証明するためには、国際取引の詳細な証拠収集が必要となり、専門家による戦略的アドバイスが不可欠となるでしょう。

1-2. 国防上必要な発明の保護強化

国防に寄与する技術の国外流出を防ぐために、違反した場合の処罰規定が新たに設けられました。具体的には、最高5年の懲役または5千万ウォン以下の罰金が科されるようになり、技術流出への抑止力が格段に向上しました。国家安全保障との連携のため、国防にかかわる発明に対して厳しい制裁

が導入されたことで、技術流出防止が制度面でも担保される形になりました。特許制度と産業安全保障の融合という点で、象徴的な制度と評価されています。

1-3. 医薬品に関する特許権の存続期間延長制度の合理化

特許権延長は許可取得日から最大14年以内に制限され、かつ1つの許可につき延長可能な特許は1件のみとされました。これまでは上限や件数の制限が存在せず、日本・米国・欧州と比較しても例外的な長期保護が可能でしたが、今回の改正により制度の整合が進められました。違反した場合は、延長出願は初めから無効とみなされ、遡及して無効扱いも可能です。公平な医薬品市場の確保のために、特許延長の上限と件数制限をもうけることにより、ジェネリック医薬品の市場参入が加速し、消費者の選択権と医療費負担の軽減が見込まれます。



2. 施行後の実務対応の課題

2025年7月22日以前の出願については旧制度が適用されます。そのため、出願人は延長要件に関する対応期日や制度適用範囲を精査する必要があります。輸出侵害の証明については、輸出した行為が特許侵害に該当するかどうかを立証する必要があります、証拠収集や国外における取引実態の把握など高度な実務ノウハウを要します。

医薬品業界への影響としては、延長期間を最大14年としたことで権利保護は制限されますが、逆にジェネリック企業への正当な入り口が開かれたともいえます。一方、製薬会社には制度移行期において特許戦略の見直しが求められるでしょう。

国防関連技術には慎重な扱いが重要になります。違反時の刑罰制度導入は強力な抑止力となり得ますが、発明の内容が「国防上必要なもの」に該当するか否かの判断を、慎重に行わなければなりません。

今回の改正は、制度の公正性と権利保護のバランスを取る意義深い一歩であると評価することができます。

また、日本企業にとっても今回の改正は注視する点があります。韓国市場に製品を輸出するメーカーは、輸出行為そのものが特許侵

害に問われる可能性を認識し、取引段階から知財調査や契約管理を徹底する必要があります。特に中小企業にとっては、現地パートナー企業とのライセンス契約や販売ルートの透明化が重要なリスク管理手段となるでしょう。医薬品分野では、ジェネリック参入が加速する一方、既存の権利者は延長申請の可否判断を早期に行うことが求められます。また、防衛関連技術に関しては、共同研究や部品供給の場面で意図せぬ法違反が起こり得るため、研究開発段階から適切な法的アドバイスを受けることが肝要です。韓国特許制度の変化を理解し、現地戦略を練り直すことが日本企業の競争力維持につながると考えられます。

筆者紹介



柳鍾宇 (ユ ジョンウ)

GIP Korea代表弁理士。ソウル大学電気工学部を卒業。2009年弁理士登録。弁理士になる前は(株)LGディスプレイで設備購買及び技術営業の日本担当を務める。

前職の特許事務所では、最初は(株)サムスンの特許明細書作成／中間処理／外国出願などを行い、後に日本企業の韓国出願を担当。趣味はゴルフ。



【参考】 www.unitedgips.com

